

那覇市公報

第 1 8 5 8 号 その 2

毎月 2 回 1，1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市債権管理条例施行規則（納税課）	223
○てんぶす那覇条例の施行期日を定める規則（商工農水課）	226
○那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則（納税課）	227
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	228
○那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則（文化振興課）	231
○那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則（文化振興課）	232
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	234
○那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（法制契約課）	236
○那覇市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）	243
○那覇市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）	245
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	248
○那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例施行規則を廃止する規則（財政課）	251
○那覇市民会館条例施行規則を廃止する規則（文化振興課）	252
○那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則を廃止する規則（こども政策課）	253
○那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則（人事課）	254
○那覇市組織機構の改正等に伴う関係規則の整備に関する規則（企画調整課）	262

○那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則（消防局総務課）	267
○那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）	270
○那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（消防局総務課）	278
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	280
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 （人事課）	284
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	335
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（企画調 整課）	364
○那覇市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則（生涯学習課）	367
○那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則の一部を改正する規則 （まちなみ整備課）	368
○那覇市公契約条例施行規則の一部を改正する規則（法制契約課）	373

規 則

那覇市規則第 3 号
令和 6 年 3 月 22 日
公 布 済

那覇市債権管理条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市債権管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市債権管理条例（令和6年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（台帳の記載事項）

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- （1）市の債権の名称
 - （2）市の債権の金額
 - （3）債務者の氏名、住所及び連絡先（法人その他の団体にあつては、名称、所在地、連絡先及び代表者の氏名）
 - （4）市の債権の発生原因及び発生日
 - （5）納期限又は履行期限
 - （6）履行の状況及び対応状況
 - （7）督促に関する事項
 - （8）その他市長が必要と認める事項
- 2 市の債権の性質上、必要がないと市長が認める場合においては、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

（延滞金の免除）

第3条 条例第7条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる事由により当該債務を履行することが困難であると認める場合とする。

- （1）債務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- （2）債務者又は当該債務者と生計を一にする親族が死亡し、負傷し、又は疾病にかかったとき。
- （3）債務者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したとき。
- （4）債務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- （5）その他市長が必要と認めたとき。

（滞納処分に従事する職員であることを示す証明書）

第4条 条例第8条に規定する滞納処分に関する事務を行う徴収職員（国税又は地方

税の滞納処分の例により処分する業務に従事する職員をいう。)は、滞納処分に
従事する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、
これを提示しなければならない。

(条例第9条第1項第6号の規則で定める期間)

第5条 条例第9条第1項第6号の規則で定める期間は、1年とする。

(議会への報告事項)

第6条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した非強制徴収債権の名称及び金額
- (2) 放棄した理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第 4 号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

てんぶす那覇条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

てんぶす那覇条例の施行期日を定める規則

てんぶす那覇条例（令和 4 年那覇市条例第 22 号）の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とする。

那覇市規則第 5 号
令和 6 年 3 月 22 日
公 布 済

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市税条例施行規則（昭和 48 年那覇市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（収納事務の委託）</u> 第 8 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める基準は、<u>那覇市会計規則（1971 年那覇市規則第 11 号）第 34 条の 2 第 6 項に定めるものとする。</u> 第 9 条～第 16 条 [略] 別表第 1（<u>第 15 条関係</u>） [略] 別表第 2（<u>第 15 条関係</u>） [略] 別表第 3（<u>第 16 条関係</u>） [略]	第 8 条～第 15 条 [略] 別表第 1（<u>第 14 条関係</u>） [略] 別表第 2（<u>第 14 条関係</u>） [略] 別表第 3（<u>第 15 条関係</u>） [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第 6 号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(現業職員の範囲) 第2条 現業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。第7条から第11条までを除き、以下同じ。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (感染症防疫作業等手当) 第9条 感染症防疫作業等手当は、現業職員が那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号。以下「特殊勤務手当規則」という。))第3条に規定する感染症(以下「感染症」という。)の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症に汚染した疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したときに、従事した日1日につき、290円を支給する。 付 則	(現業職員の範囲) 第2条 現業職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。第7条から第11条まで<u>及び付則第7項</u>を除き、以下同じ。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) [略] (感染症防疫作業等手当) 第9条 感染症防疫作業等手当は、現業職員が那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第18号。以下「特殊勤務手当規則」という。))第3条に規定する感染症(以下<u>この条において</u>「感染症」という。)の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症に汚染した疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したときに、従事した日1日につき、290円を支給する。 付 則 (感染症防疫作業等手当の特例) <u>7 現業職員が新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症で市長が認めるものをいう。)</u>又はこれに相当すると市長が認める感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長が認めるものに従事したときは、<u>第9条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合</u>

	<u>にあつては、4,000円)の感染症防疫作業 等手当を支給する。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第 7 号
令和 6 年 3 月 22 日
公 布 済

那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市文化行政審議会規則の一部を改正する規則

那覇市文化行政審議会規則（平成 3 年那覇市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（担当事務） 第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 （1）〔略〕 （2） <u>那覇文化芸術劇場なは一と、那覇市民会館、那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー（次号において「劇場等」という。）の運営計画に関すること。</u> （3）～（5） 〔略〕	（担当事務） 第 2 条 〔略〕 （1） 〔略〕 （2） 那覇文化芸術劇場なは一と、那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー（次号において「劇場等」という。）の運営計画に関すること。 （3）～（5） 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市規則第 8 号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則

那覇市規則に規定する様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成7年那覇市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

規則	様式番号
[略]	
那覇市老人憩の家条例施行規則（平成3年那覇市規則第36号）	[略]
<u>那覇市民会館条例施行規則（1970年那覇市規則第26号）</u>	<u>第1号様式、第2号様式、第5号様式、第9号様式、第10号様式、第13号様式</u>
那覇市パレット市民劇場条例施行規則（平成3年那覇市規則第22号）	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表

規則	様式番号
[略]	
那覇市老人憩の家条例施行規則（平成3年那覇市規則第36号）	[略]
那覇市パレット市民劇場条例施行規則（平成3年那覇市規則第22号）	[略]
[略]	

那覇市規則第 9 号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成14年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 3 <u>条例付則第4項の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。</u> (1) <u>条例付則第4項に規定する感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の移送</u> (2) <u>患者等に接して行う質問又は調査</u> (3) <u>患者等から提出され、又は採取された検体の取扱い（当該検体の輸送を除く。）</u> (4) <u>第1号に掲げる作業に使用された車両又は前3号に掲げる作業に従事した者が着用した感染の防止の用に供する衣類等の消毒</u> (5) <u>その他市長が認める作業</u> 4 <u>条例付則第4項の規則で定める額は、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第10号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年那覇市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（条例別表第2の規則で定めるもの） 第4条 〔略〕 2 条例別表第2各号の右欄の規則で定めるものは、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報（条例第3条第3項の規定により利用する<u>特定個人情報</u>を除く。）とする。 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕	（条例別表第2の規則で定めるもの） 第4条 〔略〕 2 条例別表第2各号の右欄の規則で定めるものは、別表第2の第1欄の号ごとに同表の第3欄に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事務の処理に関し必要となる者に係る同表の第4欄に掲げる特定個人情報（条例第3条第3項の規定により利用する<u>利用特定個人情報</u>を除く。）とする。 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第3条関係）

条例別表第1の号	事務
(1)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務
〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第1（第3条関係）

条例別表第1	事務
--------	----

の号	
(1)	生活に困窮する外国人に対する、法別表の23の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

条 例 別 表 第2の 号	事 務	第1欄の号に係る条 例別表第2の右欄に おいて掲げる情報	特定個人 情報
(1)	法別表第1の7の項の主務省令で定める事務(小児慢性特定疾病医療費等関係)	[略]	
(2)	法別表第1の8の項の主務省令で定める事務(保育所等関係)		
(3)	法別表第1の8の項の主務省令で定める事務(障害児通所給付費等関係)		
(4)	法別表第1の9の項の主務省令で定める事務(助産施設等関係)		
(5)	法別表第1の10の項の主務省令で定める事務(予防接種関係)		
(6)	法別表第1の11の項の主務省令で定める事務(身体障害者手帳関係)		
(7)	法別表第1の12の項の主務省令で定める事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)		
(8)	法別表第1の14の項の主務省令で定める事務(精神障害者保健福祉手帳関係)		
(9)	法別表第1の15の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)		
(10)	法別表第1の16の項の主務省令で定める事務(地方税関係)		
(11)	法別表第1の19の項の主務省令で定める事務(公営住宅関係)		
(12)	法別表第1の20の項の主務省令で定める事務(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護関係)		
(13)	法別表第1の30の項の主務省令で定める事務(国民健康保険関係)		
(14)	法別表第1の31の項の主務省令で定める事務(国民年金関係)		
(15)	法別表第1の34の項の主務省令で定める事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)		
(16)	法別表第1の35の項の主務省令で定める事務(改良		

	住宅関係)
(17)	法別表第1の36の2の項の主務省令で定める事務(被災者台帳関係)
(18)	法別表第1の37の項の主務省令で定める事務(児童扶養手当関係)
(19)	法別表第1の40の項の主務省令で定める事務(戦没者等の妻に対する特別給付金関係)
(20)	法別表第1の41の項の主務省令で定める事務(老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置等関係)
(21)	法別表第1の43の項の主務省令で定める事務(母子福祉資金の貸付け等関係)
(22)	法別表第1の44の項の主務省令で定める事務(ひとり親等への便宜の供与関係)
(23)	法別表第1の45の項の主務省令で定める事務(母子家庭自立支援給付金等関係)
(24)	法別表第1の46の項の主務省令で定める事務(特別児童扶養手当関係)
(25)	法別表第1の47の項の主務省令で定める事務(障害児福祉手当等関係)
(26)	法別表第1の48の項の主務省令で定める事務(特別弔慰金関係)
(27)	法別表第1の49の項の主務省令で定める事務(母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導等関係)
(28)	法別表第1の50の項の主務省令で定める事務(戦傷病者等の妻に対する特別給付金関係)
(29)	法別表第1の53の項の主務省令で定める事務(戦没者の父母等に対する特別給付金関係)
(30)	法別表第1の56の項の主務省令で定める事務(児童手当等関係)
(31)	法別表第1の59の項の主務省令で定める事務(後期高齢者医療給付等関係)
(32)	法別表第1の63の項の主務省令で定める事務(中国残留邦人等支援給付等関係)
(33)	法別表第1の68の項の主務省令で定める事務(介護保険等関係)
(34)	法別表第1の70の項の主務省令で定める事務(感染症関係)
(35)	法別表第1の76の項の主務省令で定める事務(健康増進事業関係)
(36)	法別表第1の83の項の主務省令で定める事務(特別障害給付金関係)

(37)	法別表第1の84の項の主務省令で定める事務(自立支援給付等関係)
(38)	法別表第1の94の項の主務省令で定める事務(子どものための教育・保育給付等関係)
(39)	法別表第1の97の項の主務省令で定める事務(難病の患者に対する特定医療費支給関係)
[略]	

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

条 例 別 表 第2の 号	事 務	第1欄の号に係る条 例別表第2の右欄に おいて掲げる情報	特定個人 情報
(1)	法別表の8の項の主務省令で定める事務(小児慢性特定疾病医療費等関係)	[略]	
(2)	法別表の9の項の主務省令で定める事務(保育所等関係)		
(3)	法別表の9の項の主務省令で定める事務(障害児通所給付費等関係)		
(4)	法別表の10の項の主務省令で定める事務(助産施設等関係)		
(5)	法別表の14の項の主務省令で定める事務(予防接種関係)		
(6)	法別表の20の項の主務省令で定める事務(身体障害者手帳関係)		
(7)	法別表の21の項の主務省令で定める事務(身体障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)		
(8)	法別表の22の項の主務省令で定める事務(精神障害者保健福祉手帳関係)		
(9)	法別表の23の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)		
(10)	法別表の24の項の主務省令で定める事務(地方税関係)		
(11)	法別表の27の項の主務省令で定める事務(公営住宅関係)		
(12)	法別表の32の項の主務省令で定める事務(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護関係)		
(13)	法別表の44の項の主務省令で定める事務(国民健康保険関係)		
(14)	法別表の46の項の主務省令で定める事務(国民年金関係)		

(15)	法別表の51の項の主務省令で定める事務(知的障害者福祉法による障害福祉サービス等関係)
(16)	法別表の52の項の主務省令で定める事務(改良住宅関係)
(17)	法別表の55の項の主務省令で定める事務(被災者台帳関係)
(18)	法別表の56の項の主務省令で定める事務(児童扶養手当関係)
(19)	法別表の60の項の主務省令で定める事務(戦没者等の妻に対する特別給付金関係)
(20)	法別表の61の項の主務省令で定める事務(老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置等関係)
(21)	法別表の63の項の主務省令で定める事務(母子福祉資金の貸付け等関係)
(22)	法別表の64の項の主務省令で定める事務(ひとり親等への便宜の供与関係)
(23)	法別表の65の項の主務省令で定める事務(母子家庭自立支援給付金等関係)
(24)	法別表の66の項の主務省令で定める事務(特別児童扶養手当関係)
(25)	法別表の67の項の主務省令で定める事務(障害児福祉手当等関係)
(26)	法別表の68の項の主務省令で定める事務(特別弔慰金関係)
(27)	法別表の70の項の主務省令で定める事務(母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導等関係)
(28)	法別表の71の項の主務省令で定める事務(戦傷病者等の妻に対する特別給付金関係)
(29)	法別表の74の項の主務省令で定める事務(戦没者の父母等に対する特別給付金関係)
(30)	法別表の81の項の主務省令で定める事務(児童手当等関係)
(31)	法別表の85の項の主務省令で定める事務(後期高齢者医療給付等関係)
(32)	法別表の95の項の主務省令で定める事務(中国残留邦人等支援給付等関係)
(33)	法別表の100の項の主務省令で定める事務(介護保険等関係)
(34)	法別表の105の項の主務省令で定める事務(感染症関係)
(35)	法別表の111の項の主務省令で定める事務(健康増

	進事業関係)	
(36)	法別表の116の項の主務省令で定める事務(特別障害給付金関係)	
(37)	法別表の117の項の主務省令で定める事務(自立支援給付等関係)	
(38)	法別表の127の項の主務省令で定める事務(子どものための教育・保育給付等関係)	
(39)	法別表の131の項の主務省令で定める事務(難病の患者に対する特定医療費支給関係)	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

条 例 別 表 第3の 号	事 務	第1欄の号に係る条 例別表第3の右欄に おいて掲げる情報	特定個人 情報
(1)	法別表第1の15の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)	[略]	
(2)	生活に困窮する外国人に対する、法別表第1の15の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務(外国人保護関係)		
(3)	法別表第1の27の項の主務省令で定める事務(学校保健安全法による医療費援助関係)		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

条 例 別 表 第3の 号	事 務	第1欄の号に係る条 例別表第3の右欄に おいて掲げる情報	特定個人 情報
(1)	法別表の23の項の主務省令で定める事務(生活保護等関係)	[略]	
(2)	生活に困窮する外国人に対する、法別表の23の項の主務省令で定める事務に準じて行う事務(外国人保護関係)		
(3)	法別表の40の項の主務省令で定める事務(学校保健安全法による医療費援助関係)		

那覇市規則第11号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立認定こども園条例施行規則(平成28年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業日) 第6条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、園長(法第3条第11項の規定による公示がされた施設の長及び法第14条第1項の園長をいう。以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。 (全体的な計画の作成) 第9条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいい、保育所型認定こども園については、保育所保育指針(児童福祉施設設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。)を含む。)を踏まえて、こども園に係る全体的な計画を作成するものとする。 (給食費) 第20条 条例第11条第1項の給食費(以下「給食費」という。)の額は、別表第2に定める額とする。	(休業日) 第6条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、園長(法第3条第10項の規定による公示がされた施設の長及び法第14条第1項の園長をいう。以下同じ。)は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。 (全体的な計画の作成) 第9条 園長は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいい、保育所型認定こども園については、保育所保育指針(児童福祉施設設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する指針をいう。)を含む。)を踏まえて、こども園に係る全体的な計画を作成するものとする。 (給食費) 第20条 条例第11条の給食費(以下「給食費」という。)の額は、別表第2に定める額とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市道路占用料徴収条例施行規則（平成31年那覇市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

占用物件		占用料を減免する額
[略]		
2 条例第	(1)～(8) [略]	
4条第8	(9) 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又は	[略]
号に該	バス若しくは軌道の停留所標識に添加された広告	
当する	(以下「添加広告」という。)及び建物、塀その他	
占用	道路区域外の工作物又は物件に添加された突出看板(道路区域内に突出する広告をいう。)のうち、	
	表裏2面に表示しているもの	
	(10)～(13) [略]	
	(14) (13)の号に掲げる物件と一体不可分な物件	[略]
	(15) [略]	
	(16) その他市長が特に必要があると認めたとき。	[略]

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

占用物件		占用料を減免する額
[略]		
2 条例第	(1)～(8) [略]	

4 条 第 8 号 に 該 当 す る 占 用	(9) <u>道路法(昭和27年法律第180号)第48条の60第1項の規定により指定された道路協力団体がその業務として行う道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の28第2号に規定する道路の占有に係るもの</u>	全額
	(10) 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス若しくは軌道の停留所標識に添加された広告(以下「添加広告」という。)及び建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加された突出看板(道路区域内に突出する広告をいう。)のうち、表裏2面に表示しているもの	[略]
	(11)～(14) [略]	
	(15) (14)の号に掲げる物件と一体不可分な物件	[略]
	(16) [略]	
	(17) <u>都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第10項に規定する事項に係る施設等であつて、同法第62条第1項の規定による道路法第32条第1項又は第3項の許可に係るもの</u>	条例で定める額に100分の90を乗じて得た額
	(18) <u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第8条第8項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に係る同法第17条第1項に規定する施設等であつて、同項の規定による道路法第32条第1項又は第3項の許可に係るもの</u>	条例で定める額に100分の90を乗じて得た額
	(19) その他市長が特に必要があると認めたとき。	[略]

那覇市規則第13号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年那覇市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（期末手当の支給を受けるフルタイム職員）</u> 第9条 条例第11条第1項の規則で定めるフルタイム職員は、次に掲げる<u>職員</u>とする。 (1) 基準日（<u>条例第11条第2項の基準日</u>をいう。以下この項において同じ。）現在における任期の定めが6月以上のフルタイム職員 (2) 基準日を11月30日とする期末手当を支給する場合において、当該基準日現在における任期の定めが6月に満たないフルタイム職員であって、1会計年度内における任期の定め合計が当該基準日において6月以上に至ったもの (3) 基準日を5月31日とする期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者（市長が特に認める者を含む。）の当該基準日現在における任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至った当該フルタイム職員 2 常勤職員給与規則第55条、第56条から第57条の7まで、第58条及び第58条の2第1項の規定は、フルタイム職員について準用する。この場合において、常勤職員給	<u>（期末手当及び勤勉手当の支給を受けるフルタイム職員等）</u> 第9条 条例第11条第1項の規則で定めるフルタイム職員<u>及び条例第11条の2第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものと</u>する。 (1) 基準日（<u>期末手当にあつては条例第11条第2項の基準日を、勤勉手当にあつては条例第11条の2第1項の基準日</u>をいう。以下この項において同じ。）現在における任期の定めが6月以上のフルタイム職員 (2) 基準日を11月30日とする期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する場合において、当該基準日現在における任期の定めが6月に満たないフルタイム職員であって、1会計年度内における任期の定め合計が当該基準日において6月以上に至ったもの (3) 基準日を5月31日とする期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度の末日まで任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム職員として採用された者（市長が特に認める者を含む。）の当該基準日現在における任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至った当該フルタイム職員 2 常勤職員給与規則第55条、第56条<u>及び第57条の2から第57条の7までの規定は、フルタイム職員の期末手当について</u>準用する。この場合において、常勤職員給

与規則第56条第1項中「在職した期間」とあるのは、「在職した期間(あらかじめ定められた勤務時間について市長が定める事由により勤務しない期間を除く。)」と読み替えるものとする。 (期末手当の支給率) 第10条 [略] (パートタイム職員の期末手当) 第17条 [略] 2 条例第16条の規定により読み替えられた条例第11条第3項の規則で定める報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略]	則第56条第1項中「在職した期間」とあるのは、「在職した期間(あらかじめ定められた勤務時間について市長が定める事由により勤務しない期間を除く。)」と読み替えるものとする。 3 常勤職員給与規則第57条の8第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム職員の勤勉手当について準用する。 4 常勤職員給与規則第58条及び第58条の2第1項の規定は、フルタイム職員の期末手当及び勤勉手当について準用する。 (期末手当及び勤勉手当の支給割合) 第10条 [略] 2 常勤職員給与規則第57条の8第5項から第7項まで及び第10項の規定は、フルタイム職員の勤勉手当の支給割合について準用する。 (パートタイム職員の期末手当及び勤勉手当) 第17条 [略] 2 条例第16条の規定により読み替えられた条例第11条第3項及び第11条の2第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げるパートタイム職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第14号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例施行規則を廃止する規則

那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例施行規則（1963年那覇市規則第21号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第15号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市民会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市民会館条例施行規則を廃止する規則

那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号

令和 6 年 3 月 22 日

公 布 済

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する
条例施行規則を廃止する規則

那覇市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
施行規則(平成31年那覇市規則第9号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第17号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和58年那覇市条例第12号）第3条の規定に基づき、現業職会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員のうち、同法第22条の2第1項の会計年度任用職員であるものをいう。以下同じ。）の給与の基準を定め、併せて現業職会計年度任用職員に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（現業職会計年度任用職員の範囲）

第2条 現業職会計年度任用職員の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 環境整備員
- （2） 予防技術員
- （3） 用務員
- （4） 運転手
- （5） 調理員
- （6） 前各号に掲げる者に準ずる技能的業務に従事する者

（フルタイム現業職会計年度任用職員の給料表）

第3条 フルタイム現業職会計年度任用職員（現業職会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるものをいう。次条から第6条までにおいて同じ。）に適用する給料表は、別表のとおりとする。

（フルタイム現業職会計年度任用職員となった者の給料）

第4条 フルタイム現業職会計年度任用職員となった者の給料（給料の調整額を除く。）は、基準号給を17号給（市長が特に必要と認める者にあつては、市長が定める号給）とするほか、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年那覇市条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

第5条 那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）第7条及び別表第6の規定は、フルタイム現業職会計年度任用職員の給料の調整額について準用する。

（フルタイム現業職会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第6条 フルタイム現業職会計年度任用職員に対する特殊勤務手当の種類、支給要件及び支給額は、那覇市現業職員の給与に関する規則の適用を受ける職員の例による。

（その他）

第7条 現業職会計年度任用職員の給与の種類、基準及び支給方法については、この規則に定めるもののほか、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 本市の現業職会計年度任用職員が、令和6年3月18日から同月31日までの間に退職し、当該退職の日の翌日から起算して14日を超えない期間内において、この規則の適用を受けることとなった場合の、その者の給料又は基本報酬の額は、第4条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、市長が定める。
- 3 市長が特別な事情があると認める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和6年3月18日」とあるのは「令和6年3月1日」と、「14日」とあるのは「1月」とする。
- 4 前2項の規定の適用を受けている現業職会計年度任用職員が、退職し、当該退職の日の翌日から起算して14日（市長が特別な事情があると認める者にあつては、1月）を超えない期間内において、この規則の適用を受ける現業職会計年度任用職員となった場合の、その者の給料又は基本報酬の額は、第4条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、市長が定める。この項の規定の適用を受けている現業職会計年度任用職員が退職した場合も、同様とする。

（この規則により難い場合の措置）

- 5 当分の間、特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、市長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

別表(第3条関係)

現業職給料表

号給	給料月額
	円
1	147, 100
2	148, 100
3	149, 100
4	150, 100
5	151, 200
6	152, 300
7	153, 400
8	154, 400
9	155, 300
10	156, 400
11	157, 500
12	158, 600
13	159, 500
14	160, 600
15	161, 800
16	162, 900
17	164, 000
18	165, 400
19	166, 700
20	167, 900
21	169, 000
22	170, 200
23	171, 400
24	172, 600
25	173, 700

26	175, 200
27	176, 700
28	178, 200
29	179, 600
30	181, 000
31	182, 500
32	184, 000
33	185, 400
34	187, 100
35	188, 800
36	190, 500
37	192, 200
38	193, 300
39	194, 700
40	195, 800
41	196, 800
42	198, 200
43	199, 400
44	200, 600
45	202, 100
46	203, 100
47	204, 000
48	205, 100
49	206, 200
50	207, 200
51	208, 100
52	209, 100
53	210, 200
54	211, 200

55	212, 100
56	213, 000
57	213, 900
58	214, 500
59	215, 200
60	216, 000
61	216, 800
62	217, 300
63	217, 800
64	218, 300
65	218, 800
66	219, 400
67	220, 000
68	220, 500
69	220, 800
70	221, 100
71	221, 400
72	221, 700
73	221, 900
74	222, 300
75	222, 600
76	223, 000
77	223, 200
78	223, 700
79	224, 000
80	224, 300
81	224, 600
82	224, 900
83	225, 200

84	225, 500
85	225, 800
86	226, 100
87	226, 400
88	226, 700
89	227, 000
90	227, 400
91	227, 700
92	228, 000
93	228, 200
94	228, 500
95	228, 800
96	229, 100
97	229, 300
98	229, 600
99	229, 800
100	230, 100
101	230, 400
102	230, 600
103	230, 900
104	231, 200
105	231, 500
106	232, 000
107	232, 300
108	232, 600
109	232, 800
110	233, 200
111	233, 600
112	233, 900

113	234, 100
114	234, 600
115	235, 100
116	235, 600
117	235, 900
118	236, 300
119	236, 700
120	237, 000
121	237, 400

那覇市規則第18号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市組織機構の改正等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市組織機構の改正等に伴う関係規則の整備に関する規則

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第1条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(総務部における課の分掌事務) 第5条 [略] 2 [略] 3 平和交流・男女参画課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) 那覇軍港の<u>跡地利用の基本政策</u>に関すること。 (10) [略] 4～7 [略] (企画財務部における課の分掌事務) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 納税課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>債権(市長が定めるものに限る。)</u>の管理に係る調査研究に関すること。 (5) [略] 5～6 [略] (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2～3 [略] 4 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 那覇市民会館の<u>施設の運用管理</u>に関すること。 5 [略] (こどもみらい部における課の分掌事務) 第12条 [略] 2～3 [略] 4 子育て応援課の分掌事務は、次のとおりとする。	(総務部における課の分掌事務) 第5条 [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(8) [略] (9) 那覇軍港の<u>移設</u>に関すること。 (10) [略] 4～7 [略] (企画財務部における課の分掌事務) 第6条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1)～(3) [略] (4) [略] 5～6 [略] (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1)～(5) [略] 5 [略] (こどもみらい部における課の分掌事務) 第12条 [略] 2～3 [略] 4 [略]

(1)～(2) [略] (3) <u>児童虐待の防止に関すること。</u> (4) <u>子ども家庭総合支援に関すること。</u> (5) <u>こんにちは赤ちゃん事業及び育児支援家庭訪問事業に関すること。</u> (6)～(10) [略] (まちなみ共創部における課の分掌事務) 第14条 技術総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] 2～4 [略] 5 建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)に関すること。 (9)～(14) [略] [別表 別記]	(1)～(2) [略] (3)～(7) [略] 5 <u>こどもえがお相談課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務に関すること。</u> (2) <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる事業に関すること。</u> (3) <u>地域子ども・子育て支援事業に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u>。 (まちなみ共創部における課の分掌事務) 第14条 [略] (1)～(8) [略] (9) <u>那覇軍港の跡地の利用に関すること。</u> 2～4 [略] 5 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>(平成27年法律第53号)に関すること。 (9)～(14) [略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線がない場合	

い線を削る。

- 6 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

〔改正前 別記〕

別表(第1条関係)

部	所	課	室
総務部		[略]	
		平和交流・男女参画課	<u>那覇軍港総合対策室</u>
		[略]	
企画財務部		企画調整課	<u>経営戦略室</u>
			DX推進室
		[略]	
[略]			
福祉部		福祉政策課	
		[略]	
健康部	[略]		
	保健所	[略]	
		健康増進課	<u>新型コロナウイルスワクチン 接種推進室</u>
		[略]	
こどもみらい部		こども政策課	<u>こども家庭センター設置準備 室</u>
		[略]	
		子育て応援課	
[略]			
まちなみ共創部		技術総務課	技術管理室
		[略]	

〔改正後 別記〕

別表(第1条関係)

部	所	課	室
総務部		[略]	
		平和交流・男女参画課	
		[略]	
企画財務部		企画調整課	DX推進室
		[略]	
[略]			
福祉部		福祉政策課	<u>生活支援給付金室</u>
		[略]	
健康部	[略]		

	保健所	〔略〕	
		健康増進課	
		〔略〕	
こどもみらい部		こども政策課	
		〔略〕	
		子育て応援課	
		<u>こどもえがお相談課</u>	
〔略〕			
まちなみ共創部		技術総務課	技術管理室
			<u>那覇軍港跡地利用推進室</u>
		〔略〕	

（那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正）

第2条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則（昭和56年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（幹事会） 第3条 [略] 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、市民スポーツ課長、学校教育課長、教育相談課長、市民生活安全課長、商工農水課長、障がい福祉課長、保護管理課長、健康増進課長、地域保健課長、こども政策課長、子育て応援課長 3～7 [略]	（幹事会） 第3条 [略] 2 [略] 生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、市民スポーツ課長、学校教育課長、教育相談課長、市民生活安全課長、商工農水課長、障がい福祉課長、保護管理課長、健康増進課長、地域保健課長、こども政策課長、子育て応援課長、<u>こどもえがお相談課長</u> 3～7 [略]
備考 前条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市いじめ問題調査委員会規則の一部改正）

第3条 那覇市いじめ問題調査委員会規則（平成26年那覇市規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第7条 委員会の庶務は、こどもみらい部<u>子育て応援課</u>において処理する。	（庶務） 第7条 委員会の庶務は、こどもみらい部<u>こどもえがお相談課</u>において処理する。
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

那覇市消防吏員服制規則（1967年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正前の欄中の図（以下「改正図」という。）の表示に対応する改正後の欄中の図（以下「改正後図」という。）の表示がある場合には、当該改正図を当該改正後図に改める。	
3 改正図の表示に対応する改正後図の表示がない場合には、当該改正図を削る。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

種別	服制
[略]	
略帽	[略]
製式	アポロキャップとし、前ひさは、濃紺又は灰色とする。 形状及び刺しゅうは、図のとおりとする。
[略]	

図

[略]

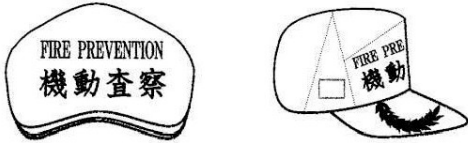
略帽（第1機動査察係及び第2機動査察係を除く。）



略帽前面刺しゅう（第1機動査察係及び第2機動査察係を除く。）



略帽（第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。）



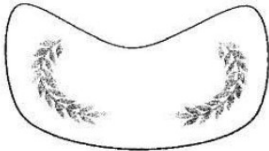
略帽前面刺しゅう（第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。）

FIRE PREVENTION
機動査察

略帽右側面刺しゅう（第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。）



略帽前ひさし刺しゅう（第1機動査察係及び第2機動査察係に限る。）



[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種別		服制
[略]		
略帽	[略]	
	製式	アポロキャップとし、前ひさしは、濃紺又は灰色とする。 形状は、図のとおりとする。
[略]		

図

[略]

略帽



[略]

那覇市規則第20号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(証拠書類の記載) 第7条 支出命令書、請求書その他の現金出納の証拠となるべき書類(以下「証拠書類」という。)の文字は明確にし、記載する数字はアラビア数字を用い、首標金額を表示する場合においては、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。 2～3 [略] (現金領収帳の作製等) 第29条 [略] 2 [略] 3 会計管理者は、現金領収帳を収納出納員又は第34条に規定する収入事務受託者に交付するときは、現金領収帳受払簿によらなければならない。なお、収納出納員が収納取扱員に現金領収帳を交付するときも、また同様とする。 4 [略] (歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 <u>令第158条第1項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項、介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。</u> 2 歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、<u>その旨を告示し、かつ当該私人(以下「収入事務受託者」という。)に収入事務受託者証票を交付しなければならない。</u>	(証拠書類の記載) 第7条 支出命令書、請求書その他の現金出納の証拠となるべき書類(以下「証拠書類」という。)の文字は明確にし、記載する数字はアラビア数字を用い、首標金額を表示する場合においては、その頭初に「¥」の記号又は「金」の文字を併記するものとする。 2～3 [略] (現金領収帳の作製等) 第29条 [略] 2 [略] 3 会計管理者は、現金領収帳を収納出納員又は第34条第2項に規定する収入事務受託者に交付するときは、現金領収帳受払簿によらなければならない。なお、収納出納員が収納取扱員に現金領収帳を交付するときも、また同様とする。 4 [略] (<u>公金</u>の徴収又は<u>収納に関する事務</u>の委託) 第34条 <u>公金の徴収又は収納に関する事務(以下「収入事務」という。)について、法第243条の2第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定による委託(以下「収入事務委託」という。)をしようとするときは、課長は、会計管理者と協議しなければならない。</u> 2 収入事務委託をしたときは、収入事務受託者(当該収入事務委託を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、市長は、収入事務受託者証票を交付するものとする。

3 [略]	3 [略]
4 収入事務受託者は、収納した現金を速やかに指定金融機関等に納付通知書により払い込まなければならない。	4 収入事務受託者は、収納した現金等を速やかに指定金融機関等に納付通知書等により払い込まなければならない。
5 [略]	5 [略]
6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について、翌月の10日までに受託収納実績書を主管課長を経て会計管理者に提出しなければならない。	6 収入事務受託者は、毎月分の収納の実績を、翌月の10日までに受託収納実績書により、主管課長を経て会計管理者に提出しなければならない。ただし、あらかじめ会計管理者の承認を得たときは、会計管理者の定めるところにより提出することができる。
7 第3項から第5項までの規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、委託契約においてこれらの規定と異なる定めをすることができる。	7 第3項から第5項までの規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、収入事務委託の契約においてこれらの規定と異なる定めをすることができる。
8 [略]	8 [略] (収納に関する事務を委託することができる歳入等)
第34条の2 令第158条の2第1項の規定により市税の収納の事務を私人に委託しようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。	第34条の2 法第243条の2第1項の規定により収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。
2 市税の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ当該私人(以下「市税収納事務受託者」という。)に市税収納事務受託者証票を交付しなければならない。	(1) 地方税(当該地方税に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)
3 市税収納事務受託者は、市税を収納したときは、次に掲げる事務を行わなければならない。ただし、あらかじめ会計管理者の承認を得たときは、この限りでない。	(2) 分担金
(1) 収納金を速やかに指定金融機関等に納付通知書により払い込むこと。	(3) 負担金
(2) 前号の規定により払込みをしたときには、即日、受託収納内訳書(当該内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に関係書類を添えて主管課長に提出すること。	(4) 不動産売払代金
(3) 毎月分の収納実績について、翌月の	(5) 過料
	(6) 損害賠償金(第8号に掲げる遅延損害金を除く。)
	(7) 不当利得による返還金
	(8) 第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金
	(9) 介護保険料(介護保険法(平成9年法律第123号)第129条に規定する保険料

<u>10日までに受託収納実績書を主管課長を経て会計管理者に提出すること。</u> 4 <u>前項第2号の受託収納内訳書が提出されたときは、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならない。</u> 5 <u>第3項第1号及び第2号の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、委託契約においてこれらの規定と異なる定めをすることができる。</u> 6 <u>令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>公金の収納の事務の受託に関し、十分な実績を有すること。</u> (2) <u>事業規模が委託する収納の事務を遂行するのに十分であると認められ、かつ、安定的な経営基盤を有していること。</u> (3) <u>収納した市税を確実かつ速やかに払い込むことができること。</u> (4) <u>収納に関する記録を電子計算機により電磁的記録として管理し、その電磁的記録を提供することができること。</u> (5) <u>個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じていること。</u> 7 <u>前各項に定めるもののほか、委託する市税の収納の事務について必要な事項は、市長が別に定める。</u> (委託の解除) 第35条 <u>収入事務委託について、収入事務受託者の歳入の徴収若しくは収納の事務又は市税収納事務受託者の市税の収納の事務に関し、委託を継続し難い特別の理由があるとき又は委託をする必要がなく</u>	<u>をいう。)</u> (10) <u>歳入歳出外現金</u> (委託の解除) 第35条 <u>収入事務受託者が法第243条の2の3第1項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定に係る収入事務委託を解除するものとする。</u> 2 <u>前項に規定する場合のほか、収入事務委託を継続し難い特別の理由があるとき、又は収入事務委託をする必要がなくなったときは、当該収入事務委託を解除することができる。</u>
---	---

なったときは、解除することができる。 2 課長は、<u>前項の規定により収入事務委託の解除を必要と認める</u>ときは、その理由及び収入事務受託者又は市税収納事務受託者の氏名を記載した書類によって会計管理者に合議しなければならない。 3 課長は、<u>収入事務委託を解除したときは、直ちにその旨を収入事務受託者又は市税収納事務受託者に通知して関係帳簿、現金領収帳その他の収入事務の遂行に必要なものを返還させるとともにその旨を告示しなければならない。</u> (督促状の発付通知) 第38条 課長は、<u>法第231条の3及び令第171条の規定により督促状を発したときは、その収入種目、納入期日、督促手数料、徴収開始日等を会計管理者及び指定金融機関に通知しなければならない。</u> (過誤納金の還付) 第39条 課長は、歳入金に過納又は誤納による金額(以下「過誤納金」という。)があるときは、<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第17条の2の規定により、税による過誤納金を徴収金に充当するものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに歳入還付命令書を会計管理者に送付しなければならない。</u> (支出命令書の記載事項等) 第46条 支出命令書には、おおむね次に掲げる区分によって計算の基礎を明らかにすべき内訳を記載し、又は添付しなければならない。 (1) [略] (2) 賃金 <u>理由、期間、日給額、職種、氏名等</u> (3)～(9) [略] (概算払の精算) 第62条 <u>概算払を受けた者は、用務を終了した日から起算して7日(本市の休日の日</u>	3 前2項の規定により収入事務委託を解除しようとするときは、課長は、その理由、<u>収入事務受託者の名称及び住所又は事務所の所在地その他関係事項を記載した書類を提出して</u>会計管理者に合議しなければならない。 4 収入事務委託を解除したときは、直ちにその旨を<u>当該収入事務委託に係る収入事務受託者に通知して関係帳簿、現金領収帳その他の収入事務の遂行に必要なものを返還させるものとする。</u> 第38条 削除 (過誤納金の還付) 第39条 課長は、歳入金に過納又は誤納による金額(以下「過誤納金」という。)があるときは、<u>地方税法第17条の2の規定により、税による過誤納金を徴収金に充当するものを除き過誤納金還付通知書により納入者に通知するとともに歳入還付命令書を会計管理者に送付しなければならない。</u> (支出命令書の記載事項等) 第46条 [略] (1) [略] (2)～(8) [略] (概算払の精算) 第62条 課長は、<u>概算払を受けた者から精算に必要な書類を提出させ、概算払をし</u>
---	---

数は、算入しない。)以内に精算報告書に<u>証拠書類</u>を添えて<u>精算しなければなら</u>ない。 2 前項の規定による精算により過不足を<u>生じたときは、直ちに返納又は不足額の請求を</u>しなければならない。 3 <u>第57条第3項の規定は、前項の返納につ</u> <u>いて準用する。</u> (支出事務の委託) 第69条 <u>令第165条の3第1項</u>の規定により<u>支出の事務を私人に委託しようとする</u>ときは、課長は、<u>その委託先、委託金額、委託金の種類、委託期間、精算期日、委託手数料その他委託契約の要件となる事項を示す書類によってあらかじめ会計管理者に協議しなければならない。その他委託に関し必要な事項については、市長が別に定めるところによる。</u> (支払を終わらない資金の歳入への組入れ) 第73条 会計管理者は、指定金融機関からの報告に基づき<u>令第165条の6第2項</u>の規定により歳入に組み入れることになった資金又は同条第3項の規定により歳入に納付すべき金額があるときは、直ちに主管課長にその旨通知しなければならない	<u>た債務の額を確定した日(旅費にあっては、用務を終了した日)から起算して7日(本市の休日の日数は、算入しない。)以内に精算し、精算報告書にこれらの書類を添えて、速やかに、会計管理者に提出しなければならない。</u> 2 課長は、<u>前項の規定による精算において、精算残りがあるときは戻入通知書により指定金融機関等に払い込ませる手続を、不足額があるときは支出の手続を、直ちに</u>しなければならない。 (支出に関する事務の委託) 第69条 <u>法第243条の2第1項</u>の規定により<u>支出に関する事務(以下「支出事務」という。)</u>を委託しようとするときは、課長は、委託金の種類、委託期間、精算期日、委託手数料その他委託契約の要件となる事項を示す書類によってあらかじめ会計管理者に協議しなければならない。 2 <u>支出事務受託者(法第243条の2第1項の規定により支出事務の委託を受けたものをいう。)</u>は、その支出の結果について、<u>月ごとに報告書を作成し、証拠書類を添えて翌月10日までに主管課長を経て会計管理者に提出しなければならない。ただし、あらかじめ会計管理者の承認を得たときは、会計管理者の定めるところにより提出することができる。</u> (支払を終わらない資金の歳入への組入れ) 第73条 会計管理者は、指定金融機関からの報告に基づき<u>令第165条の5第2項</u>の規定により歳入に組み入れることになった資金又は同条第3項の規定により歳入に納付すべき金額があるときは、直ちに主管課長にその旨通知しなければならな
---	--

い。 2 [略] <u>(会計管理者による公金取扱者の検査)</u> 第97条 会計管理者は、必要があると認めるときは、<u>収入事務受託者の取扱いに係る歳入の徴収若しくは収納に関する事務又は第69条の支出の事務を受託した私人(以下「支出事務受託者」という。)の支出に関する事務について、検査することができる。</u> 2 会計管理者は、<u>市税収納事務受託者の取扱いに係る市税の収納の事務について、検査しなければならない。</u> (検査の報告等) 第100条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定は、第97条の規定による検査を行った場合について準用する。この場合において、同項中「<u>出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者</u>」とあるのは、「<u>収入事務受託者、市税収納事務受託者又は支出事務受託者</u>」と読み替えるものとする。 [別表 別記]	い。 2 [略] <u>(会計管理者による指定公金事務取扱者の検査)</u> 第97条 会計管理者は、3年度に1回以上、<u>指定公金事務取扱者(法第243条の2第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)</u>が受託した収入事務又は支出事務の状況について、<u>関係帳簿等に基づき検査しなければならない。</u> (検査の報告等) 第100条 [略] 2 [略] 3 第1項の規定は、第97条の規定による検査を行った場合について準用する。この場合において、同項中「<u>出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者</u>」とあるのは、「<u>指定公金事務取扱者</u>」と読み替えるものとする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第34条第2項の規定により収入事務受託者証票の交付を受けている同項の収入事務受託者（次項において「旧収入事務受託者」という。）及び改正前の第34条の2第2項の規定により市税収納事務受託者証票の交付を受けている同項の市税収納事務受託者は、改正後の第34条第2項の収入事務受託者及び改正後の第97条の指定公金事務取扱者とみなして、改正後の第34条第3項から第6項まで及び第8項、第97条、第100条第3項の規定により準用する同条第1項並びに第103条の規定を適用する。
- 3 旧収入事務受託者に対する委託の解除については、改正後の第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

別表（第13条、第15条、第17条関係）

（1）〔略〕

（2）収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
〔略〕			〔略〕	
こどもみらい部	〔略〕			
	こども教育保育課	課長		
	子育て応援課	〔略〕		
〔略〕			〔略〕	
消防局	〔略〕			
	指令情報課	〔略〕		
	〔略〕			
〔略〕			〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表（第13条、第15条、第17条関係）

（1）〔略〕

（2）収納出納員及び収納取扱員

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	
こどもみらい部	[略]			
	こども教育保育課	課長及び担当副参事		
	子育て応援課	[略]		
	こどもえがお相談課	課長		
[略]				
消防局	[略]			
	情報指令課	[略]		
	[略]			
[略]				

那覇市規則第21号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市消防局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防局の組織等に関する規則（昭和47年那覇市規則第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
（組織） 第2条 局に次の課及び係を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>予防課</td><td> [略] <u>第1機動査察係</u> <u>第2機動査察係</u> [略] </td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td><u>指令情報課</u></td><td> [略] <u>指令第1係</u> <u>指令第2係</u> <u>指令第3係</u> </td></tr> </table> （分掌事務） 第7条 [略] 2～4 [略] 5 <u>指令情報課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	課	係	[略]		予防課	[略] <u>第1機動査察係</u> <u>第2機動査察係</u> [略]	[略]		<u>指令情報課</u>	[略] <u>指令第1係</u> <u>指令第2係</u> <u>指令第3係</u>	（組織） 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>予防課</td><td> [略] <u>機動査察係</u> [略] </td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td><u>情報指令課</u></td><td> [略] <u>情報指令センター第1係</u> <u>情報指令センター第2係</u> <u>情報指令センター第3係</u> </td></tr> </table> （分掌事務） 第7条 [略] 2～4 [略] 5 <u>情報指令課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	課	係	[略]		予防課	[略] <u>機動査察係</u> [略]	[略]		<u>情報指令課</u>	[略] <u>情報指令センター第1係</u> <u>情報指令センター第2係</u> <u>情報指令センター第3係</u>
課	係																				
[略]																					
予防課	[略] <u>第1機動査察係</u> <u>第2機動査察係</u> [略]																				
[略]																					
<u>指令情報課</u>	[略] <u>指令第1係</u> <u>指令第2係</u> <u>指令第3係</u>																				
課	係																				
[略]																					
予防課	[略] <u>機動査察係</u> [略]																				
[略]																					
<u>情報指令課</u>	[略] <u>情報指令センター第1係</u> <u>情報指令センター第2係</u> <u>情報指令センター第3係</u>																				
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																					

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第22号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(期末手当に係る在職期間) 第56条 条例第26条第2項に規定する在職期間は、<u>条例第8条第1項各号に掲げる給料表(第57条の8において「給料表」という。)</u>の適用を受ける職員として在職した期間とする。 2 〔略〕 別表第1(第8条関係) <table><tr><th>勤務箇所</th><th>職員</th><th>調整数</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 <u>特定健診課</u> こども教育保育課 <u>子育て応援課</u></td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table> 〔別表第3の2 別記〕	勤務箇所	職員	調整数	〔略〕			人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 <u>特定健診課</u> こども教育保育課 <u>子育て応援課</u>	〔略〕		〔略〕			(期末手当に係る在職期間) 第56条 条例第26条第2項に規定する在職期間は、<u>給料表(条例第8条第1項各号に掲げる給料表及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表をいう。第57条の8第7項及び第8項において同じ。)</u>の適用を受ける職員として在職した期間とする。 2 〔略〕 別表第1(第8条関係) <table><tr><th>勤務箇所</th><th>職員</th><th>調整数</th></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr><tr><td>人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 こども教育保育課 <u>こどもえがお相談課</u></td><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td colspan="3">〔略〕</td></tr></table> 〔別表第3の2 別記〕	勤務箇所	職員	調整数	〔略〕			人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 こども教育保育課 <u>こどもえがお相談課</u>	〔略〕		〔略〕		
勤務箇所	職員	調整数																							
〔略〕																									
人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 <u>特定健診課</u> こども教育保育課 <u>子育て応援課</u>	〔略〕																								
〔略〕																									
勤務箇所	職員	調整数																							
〔略〕																									
人事課 障がい福祉課 ちゃーがんじゅう課 こども教育保育課 <u>こどもえがお相談課</u>	〔略〕																								
〔略〕																									
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																									

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第56条第1項及び別表第1の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3の2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

〔改正前 別記〕

別表第3の2（第14条関係）

期間の区分	支給月額(円)	
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号又

	医師	歯科医師	は同条第3項第2号の 職員
1年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	[略]
1年以上2年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
2年以上3年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
3年以上4年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
4年以上5年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
5年以上6年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
6年以上7年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
7年以上8年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
8年以上9年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
9年以上10年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
10年以上11年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
11年以上12年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
12年以上13年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
13年以上14年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
14年以上15年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
15年以上16年未満	<u>414,800</u>	<u>308,600</u>	
16年以上17年未満	<u>410,400</u>	<u>305,300</u>	
17年以上18年未満	<u>406,000</u>	<u>302,000</u>	
18年以上19年未満	<u>401,600</u>	<u>298,700</u>	
19年以上20年未満	<u>397,200</u>	<u>295,400</u>	
20年以上21年未満	<u>392,800</u>	<u>292,100</u>	
21年以上22年未満	<u>373,400</u>	<u>278,300</u>	
22年以上23年未満	<u>353,600</u>	<u>264,300</u>	
23年以上24年未満	<u>334,300</u>	<u>250,800</u>	
24年以上25年未満	<u>314,900</u>	<u>236,900</u>	
25年以上26年未満	<u>295,400</u>	<u>223,200</u>	
26年以上27年未満	<u>272,700</u>	<u>205,600</u>	
27年以上28年未満	<u>250,500</u>	<u>188,500</u>	
28年以上29年未満	<u>228,100</u>	<u>171,200</u>	
29年以上30年未満	<u>205,300</u>	<u>153,600</u>	
30年以上31年未満	<u>180,500</u>	<u>135,600</u>	
31年以上32年未満	<u>155,600</u>	<u>117,300</u>	
32年以上33年未満	<u>131,000</u>	<u>99,400</u>	
33年以上34年未満	<u>92,900</u>	<u>73,400</u>	
34年以上35年未満	<u>57,600</u>	<u>49,100</u>	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)
-------	---------

	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
1年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	[略]
1年以上2年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
2年以上3年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
3年以上4年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
4年以上5年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
5年以上6年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
6年以上7年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
7年以上8年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
8年以上9年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
9年以上10年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
10年以上11年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
11年以上12年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
12年以上13年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
13年以上14年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
14年以上15年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
15年以上16年未満	<u>415,600</u>	<u>309,200</u>	
16年以上17年未満	<u>411,200</u>	<u>305,900</u>	
17年以上18年未満	<u>406,800</u>	<u>302,600</u>	
18年以上19年未満	<u>402,400</u>	<u>299,300</u>	
19年以上20年未満	<u>398,000</u>	<u>296,000</u>	
20年以上21年未満	<u>393,600</u>	<u>292,700</u>	
21年以上22年未満	<u>375,700</u>	<u>279,700</u>	
22年以上23年未満	<u>355,900</u>	<u>265,700</u>	
23年以上24年未満	<u>336,600</u>	<u>252,200</u>	
24年以上25年未満	<u>317,200</u>	<u>238,300</u>	
25年以上26年未満	<u>297,700</u>	<u>224,600</u>	
26年以上27年未満	<u>275,000</u>	<u>207,000</u>	
27年以上28年未満	<u>252,800</u>	<u>189,900</u>	
28年以上29年未満	<u>230,400</u>	<u>172,600</u>	
29年以上30年未満	<u>207,600</u>	<u>155,000</u>	
30年以上31年未満	<u>182,800</u>	<u>137,000</u>	
31年以上32年未満	<u>157,900</u>	<u>118,700</u>	
32年以上33年未満	<u>133,300</u>	<u>100,800</u>	
33年以上34年未満	<u>97,500</u>	<u>76,200</u>	
34年以上35年未満	<u>62,200</u>	<u>51,900</u>	

備考 [略]

那覇市規則第23号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]
[別表第7の2 別記]	[別表第7の2 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整(那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第39条の規定による号給の調整をいう。次項において同じ。)以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給が改正前の那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下この項において「旧規則」という。)の規定による号給に達しないこととなる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

[改正前 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28

48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	25	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	26	43	45	53	47	31	31
62	26	43	45	54	47	31	
63	27	44	45	55	48	31	
64	27	44	46	56	48	31	
65	27	45	46	57	49	31	
66	28	45	46	58	49	31	
67	28	46	47	59	50	31	
68	28	46	47	60	50	32	
69	29	47	47	61	50	32	
70	29	47	48	62	50	32	
71	30	48	48	63	50	32	
72	30	48	48	64	50	32	
73	31	49	49	65	50	32	
74	31	49	49	66	50	32	
75	32	49	49	67	50	32	
76	32	49	50	68	50	32	
77	33	50	50	68	51	32	
78	33	50	50	68	51	32	
79	34	50	51	68	51	32	
80	34	50	51	68	51	32	
81	35	51	51	69	51	33	
82	35	51	52	69	51	33	
83	36	51	52	69	51	34	
84	36	51	52	69	51	34	
85	37	52	53	69	51	35	
86	37	52	53	70	51		
87	38	52	53	70	51		
88	38	52	53	70	51		
89	39	53	54	71	52		

90	39	53	54	72	52		
91	40	53	54	73	52		
92	40	53	54	74	52		
93	41	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				
110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1

3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20

45	25	29	21
46	25	30	22
47	26	31	23
48	26	32	24
49	27	33	25
50	27	34	26
51	27	35	27
52	27	36	28
53	28	37	29
54	28	37	30
55	28	38	31
56	28	38	32
57	29	39	33
58	29	39	34
59	29	40	35
60	30	40	36
61	30	41	37
62	30	41	37
63	31	42	38
64	31	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45

87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11

28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32
49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	37	50	54	42	40
67	38	51	55	43	40
68	38	52	56	43	40
69	39	53	57	43	40

70	39	53	58	44	41
71	40	54	59	44	41
72	40	54	60	44	41
73	41	55	61	45	41
74	41	55	61	45	42
75	42	56	62	45	42
76	42	56	62	45	42
77	43	57	63	46	42
78	43	57	63	46	43
79	44	58	64	46	43
80	44	58	64	46	43
81	45	59	65	47	43
82	45	59	65	47	44
83	46	60	66	47	44
84	46	60	66	47	44
85	47	61	67	48	44
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	
89		61	69	48	
90		61	70	48	
91		61	71	49	
92		62	72	49	
93		62	73	49	
94		62	73	49	
95		62	74	49	
96		62	74	49	
97		62	74	50	
98		62	74	50	
99		63	74	50	
100		63	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	
103		63	74	51	
104		63	74	51	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		
111			74		

112			74		
113			74		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16

37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	41
77	61	53	65	57	41
78	62	54	66	58	41

79	63	55	67	59	42
80	64	56	68	60	42
81	65	57	69	61	42
82	65	58	70	61	42
83	66	59	71	62	42
84	66	60	72	62	42
85	67	61	73	63	43
86	67	62	74	63	43
87	68	63	75	64	43
88	68	64	76	64	43
89	69	65	77	65	43
90	70	66	78	65	43
91	71	67	79	66	44
92	72	68	80	66	44
93	73	69	81	67	44
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	68	
98	75	74	85	68	
99	76	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	82	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	83	85	95		
118	83	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		

121	84	86	96		
122	84	86	96		
123	84	86	97		
124	84	86	97		
125	85	87	97		
126	85	87			
127	85	87			
128	86	87			
129	86	88			
130	86	88			
131	87	88			
132	87	88			
133	87	89			
134	88	89			
135	88	89			
136	88	90			
137	89	90			
138	89	90			
139	89	90			
140	89	90			
141	90	91			
142	90	91			
143	90	91			
144	90	91			
145	91	91			
146	91	92			
147	91	92			
148	91	92			
149	92	92			
150	92	92			
151	92	93			
152	92	93			
153	93	93			
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				

163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

[改正後 別記]

別表第7(第22条関係)

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16

29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21
34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	21	37	38	46	43	30	30
55	22	38	39	47	44	30	30
56	22	38	40	48	44	30	30
57	23	39	41	49	45	31	30
58	23	39	42	50	45	31	31
59	24	40	43	51	46	31	31
60	24	40	44	52	46	31	31
61	25	41	45	53	47	31	31
62	25	42	45	54	47	31	
63	26	43	45	55	48	31	
64	26	44	46	56	48	31	
65	27	45	46	57	49	31	
66	27	45	46	58	49	31	
67	28	46	47	59	50	31	
68	28	46	47	60	50	31	
69	29	47	47	61	50	31	
70	29	47	48	62	50	31	

71	29	48	48	63	50	31	
72	30	48	48	64	50	31	
73	30	49	49	65	50	31	
74	30	49	49	66	50	31	
75	31	49	49	67	50	31	
76	31	49	50	68	50	31	
77	31	49	50	68	51	31	
78	32	50	50	68	51	32	
79	32	50	51	68	51	32	
80	32	50	51	68	51	32	
81	33	50	51	69	51	32	
82	33	50	52	69	51	32	
83	33	51	52	69	51	32	
84	34	51	52	69	51	32	
85	34	51	53	69	51	33	
86	34	51	53	70	51		
87	35	51	53	70	51		
88	35	52	53	70	51		
89	35	52	54	71	52		
90	36	52	54	72	52		
91	36	52	54	73	52		
92	36	52	54	74	52		
93	37	53	55	75	53		
94		53	55				
95		53	55				
96		53	55				
97		53	55				
98		54	55				
99		54	55				
100		54	56				
101		54	56				
102		54	56				
103		55	56				
104		55	56				
105		55	56				
106		55	56				
107		55	57				
108		56	57				
109		56	57				
110		56	57				
111		56	57				
112		56	57				

113		56	57				
114		56					
115		56					
116		56					
117		57					
118		57					
119		57					
120		57					
121		57					
122		57					
123		57					
124		57					
125		57					

イ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1

26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40

68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1

9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	25	30	34	30	30
47	26	31	35	31	31
48	26	32	36	32	32
49	27	33	37	33	33
50	27	34	38	33	33

51	28	35	39	34	33
52	28	36	40	34	34
53	29	37	41	35	34
54	29	38	42	35	34
55	30	39	43	36	35
56	30	40	44	36	35
57	31	41	45	37	35
58	31	42	46	37	36
59	32	43	47	38	36
60	32	44	48	38	36
61	33	45	49	39	37
62	33	46	50	39	37
63	34	47	51	40	38
64	34	48	52	40	38
65	35	49	53	41	39
66	35	50	54	41	39
67	36	51	55	41	40
68	36	52	56	42	40
69	37	53	57	42	40
70	37	53	58	42	40
71	38	54	59	43	40
72	38	54	60	43	41
73	39	55	61	43	41
74	39	55	61	44	41
75	40	56	62	44	41
76	40	56	62	44	41
77	41	57	63	45	42
78	41	57	63	45	42
79	41	57	64	45	42
80	42	58	64	45	42
81	42	58	65	46	42
82	42	58	65	46	43
83	43	59	66	46	43
84	43	59	66	46	43
85	43	59	67	47	43
86		60	67	47	
87		60	68	47	
88		60	68	47	
89		60	69	47	
90		60	70	48	
91		61	71	48	
92		61	72	48	

93		61	73	48	
94		61	73	48	
95		61	74	49	
96		62	74	49	
97		62	74	49	
98		62	74	49	
99		62	74	49	
100		62	74	50	
101		63	74	50	
102		63	74	50	
103		63	74	50	
104		63	74	50	
105		63	74	51	
106			74		
107			74		
108			74		
109			74		
110			74		
111			74		
112			74		
113			74		

エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1

18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	41	34	46	42	33
59	42	35	47	43	34

60	42	36	48	44	34
61	43	37	49	45	35
62	43	38	50	46	35
63	44	39	51	47	36
64	44	40	52	48	36
65	45	41	53	49	37
66	46	42	54	50	37
67	47	43	55	51	38
68	48	44	56	52	38
69	49	45	57	53	39
70	50	46	58	53	39
71	51	47	59	54	40
72	52	48	60	54	40
73	53	49	61	55	41
74	54	50	62	55	41
75	55	51	63	56	41
76	56	52	64	56	41
77	57	53	65	57	41
78	58	54	66	58	41
79	59	55	67	59	42
80	60	56	68	60	42
81	61	57	69	61	42
82	62	58	70	61	42
83	63	59	71	62	42
84	64	60	72	62	42
85	65	61	73	63	43
86	65	62	74	63	43
87	66	63	75	64	43
88	66	64	76	64	43
89	67	65	77	65	43
90	67	66	78	65	43
91	68	67	79	66	44
92	68	68	80	66	44
93	69	69	81	67	44
94	70	70	82	67	
95	71	71	83	68	
96	72	72	84	68	
97	73	73	85	68	
98	74	74	85	68	
99	75	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	

102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	81	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	82	85	95		
118	82	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	83	86	96		
122	83	86	96		
123	83	86	97		
124	84	86	97		
125	84	87	97		
126	84	87			
127	84	87			
128	84	87			
129	85	88			
130	85	88			
131	85	88			
132	86	88			
133	86	89			
134	86	89			
135	87	89			
136	87	90			
137	87	90			
138	88	90			
139	88	90			
140	88	90			
141	89	91			
142	89	91			
143	89	91			

144	89	91			
145	90	91			
146	90	92			
147	90	92			
148	90	92			
149	91	92			
150	91	92			
151	91	93			
152	91	93			
153	92	93			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条の2関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21

10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61
39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	

52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			

94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30

7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	52	43	51
28	56	44	52
29	59	45	53
30	62	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89

49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		

91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47

32	56	48	44	48	48
33	58	49	45	50	50
34	60	50	46	52	52
35	62	51	47	54	54
36	64	52	48	56	56
37	66	53	49	57	59
38	68	54	50	58	62
39	70	55	51	59	65
40	72	56	52	60	69
41	74	57	53	63	73
42	76	58	54	66	77
43	78	59	55	69	81
44	80	60	56	72	85
45	82	61	57	76	85
46	84	62	58	80	85
47	85	63	59	84	85
48	85	64	60	90	85
49	85	65	61	96	85
50	85	66	62	102	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	91	74	105	85
62	85	98	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	

74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72

41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93
69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	

83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			

125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条の2関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18

7	38	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	41	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	54	37	37	29	29	34	33
22	56	38	38	30	30	36	34
23	58	39	39	31	31	38	35
24	60	40	40	32	32	40	36
25	62	41	41	33	33	42	38
26	64	42	42	34	34	44	40
27	66	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	71	45	45	37	37	52	52
30	74	46	46	38	38	56	57
31	77	47	47	39	39	77	61
32	80	48	48	40	40	84	61
33	83	49	49	41	41	85	61
34	86	50	50	42	42	85	61
35	89	51	51	43	43	85	61
36	92	52	52	44	44	85	61
37	93	54	53	45	45	85	61
38	93	56	54	46	46	85	61
39	93	58	55	47	47	85	61
40	93	60	56	48	48	85	61
41	93	61	57	49	50	85	61
42	93	62	58	50	52	85	61
43	93	63	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	

49	93	77	75	57	66	85	
50	93	82	78	58	76	85	
51	93	87	81	59	88	85	
52	93	92	84	60	92	85	
53	93	97	88	61	93	85	
54	93	102	92	62	93	85	
55	93	107	99	63	93	85	
56	93	116	106	64	93	85	
57	93	125	113	65	93	85	
58	93	125	113	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			

91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						
125	93						

イ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27

4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	47	41	49
26	51	42	50
27	55	43	51
28	59	44	52
29	62	45	53
30	64	46	54
31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86

46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	

88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	46	41	37	41	41
26	48	42	38	42	42
27	50	43	39	43	43
28	52	44	40	44	44

29	54	45	41	45	45
30	56	46	42	46	46
31	58	47	43	47	47
32	60	48	44	48	48
33	62	49	45	50	51
34	64	50	46	52	54
35	66	51	47	54	57
36	68	52	48	56	60
37	70	53	49	58	62
38	72	54	50	60	64
39	74	55	51	62	66
40	76	56	52	64	71
41	79	57	53	67	76
42	82	58	54	70	81
43	85	59	55	73	85
44	85	60	56	76	85
45	85	61	57	80	85
46	85	62	58	84	85
47	85	63	59	89	85
48	85	64	60	94	85
49	85	65	61	99	85
50	85	66	62	104	85
51	85	67	63	105	85
52	85	68	64	105	85
53	85	70	65	105	85
54	85	72	66	105	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	79	69	105	85
58	85	82	70	105	85
59	85	85	71	105	85
60	85	90	72	105	85
61	85	95	74	105	85
62	85	100	76	105	85
63	85	105	78	105	85
64	85	105	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	

71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	113	105	
75	85	105	113	105	
76	85	105	113	105	
77	85	105	113	105	
78	85	105	113	105	
79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			

113		105			
-----	--	-----	--	--	--

エ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	24	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66

38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	58	65	53	57	78
42	60	66	54	58	84
43	62	67	55	59	90
44	64	68	56	60	93
45	65	69	57	61	93
46	66	70	58	62	93
47	67	71	59	63	93
48	68	72	60	64	93
49	69	73	61	65	93
50	70	74	62	66	93
51	71	75	63	67	93
52	72	76	64	68	93
53	73	77	65	70	93
54	74	78	66	72	93
55	75	79	67	74	93
56	76	80	68	76	93
57	77	81	69	77	93
58	78	82	70	78	93
59	79	83	71	79	93
60	80	84	72	80	93
61	81	85	73	82	93
62	82	86	74	84	93
63	83	87	75	86	93
64	84	88	76	88	93
65	86	89	77	90	93
66	88	90	78	92	93
67	90	91	79	94	93
68	92	92	80	98	93
69	93	93	81	102	93
70	94	94	82	106	
71	95	95	83	110	
72	96	96	84	112	
73	97	97	85	113	
74	98	98	86	113	
75	99	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	

80	108	104	92	113	
81	113	107	93	113	
82	118	110	94	113	
83	123	113	95	113	
84	128	116	96	113	
85	131	120	98	113	
86	134	124	100	113	
87	137	128	102	113	
88	140	132	104	113	
89	144	135	105	113	
90	148	140	106	113	
91	152	145	107	113	
92	156	150	110	113	
93	159	153	113	113	
94	162	153	116		
95	165	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			

122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

那覇市規則第24号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和58年那覇市条例第12号）<u>第1条に規定する職員（以下「現業職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする</u> （現業職員の範囲） 第2条 現業職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。第7条から第11条まで及び付則第7項を除き、以下同じ。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。</u> （1）～（4） [略] （<u>会計年度任用職員</u>） 第13条 <u>第2条の会計年度任用職員の給与については、この規則に定めるもののほか、那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年那覇市条例第20号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。</u> [付則別表第2 別記] [付則別表第3 別記] [別表第5 別記] [別表第5の2 別記]	（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和58年那覇市条例第12号）<u>第3条の規定に基づき、現業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員のうち、同法第22条の2第1項の会計年度任用職員以外のものをいう。以下同じ。）の給与の基準を定め、併せて現業職員に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （現業職員の範囲） 第2条 現業職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（4） [略] [付則別表第2 別記] [付則別表第3 別記] [別表第5 別記] [別表第5の2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

付則別表第2

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20

29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	25	42	43	51
60	26	42	44	52
61	26	43	45	53
62	26	43	45	54
63	27	44	45	55
64	27	44	46	56
65	27	45	46	57
66	28	45	46	58
67	28	46	47	59
68	28	46	47	60
69	29	47	47	61
70	29	47	48	62

71	30	48	48	63
72	30	48	48	64
73	31	49	49	65
74	31	49	49	66
75	32	49	49	67
76	32	49	50	68
77	33	50	50	68
78	33	50	50	68
79	34	50	51	68
80	34	50	51	68
81	35	51	51	69
82	35	51	52	69
83	36	51	52	69
84	36	51	52	69
85	37	52	53	69
86	37	52	53	70
87	38	52	53	70
88	38	52	53	70
89	39	53	54	71
90	39	53	54	72
91	40	53	54	73
92	40	53	54	74
93	41	53	55	75
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	55	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	56	
102		55	56	
103		55	57	
104		56	57	
105		56	57	
106		56	57	
107		56	57	
108		56	58	
109		56	58	
110		57	58	
111		57	58	
112		57	58	

113		57	59	
114		57		
115		57		
116		58		
117		58		
118		58		
119		58		
120		58		
121		58		
122		59		
123		59		
124		59		
125		59		

[改正後 別記]

付則別表第2

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16

25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34
43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	21	37	38	46
55	22	38	39	47
56	22	38	40	48
57	23	39	41	49
58	23	39	42	50
59	24	40	43	51
60	24	40	44	52
61	25	41	45	53
62	25	42	45	54
63	26	43	45	55
64	26	44	46	56
65	27	45	46	57
66	27	45	46	58

67	28	46	47	59
68	28	46	47	60
69	29	47	47	61
70	29	47	48	62
71	29	48	48	63
72	30	48	48	64
73	30	49	49	65
74	30	49	49	66
75	31	49	49	67
76	31	49	50	68
77	31	49	50	68
78	32	50	50	68
79	32	50	51	68
80	32	50	51	68
81	33	50	51	69
82	33	50	52	69
83	33	51	52	69
84	34	51	52	69
85	34	51	53	69
86	34	51	53	70
87	35	51	53	70
88	35	52	53	70
89	35	52	54	71
90	36	52	54	72
91	36	52	54	73
92	36	52	54	74
93	37	53	55	75
94		53	55	
95		53	55	
96		53	55	
97		53	55	
98		54	55	
99		54	55	
100		54	56	
101		54	56	
102		54	56	
103		55	56	
104		55	56	
105		55	56	
106		55	56	
107		55	57	
108		56	57	

109		56	57	
110		56	57	
111		56	57	
112		56	57	
113		56	57	
114		56		
115		56		
116		56		
117		57		
118		57		
119		57		
120		57		
121		57		
122		57		
123		57		
124		57		
125		57		

〔改正前 別記〕

付則別表第3

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	17	17	9
2	33	18	18	10
3	33	19	19	11
4	34	20	20	12
5	35	21	21	13
6	36	22	22	14
7	37	23	23	15
8	39	24	24	16
9	40	25	25	17
10	42	26	26	18
11	43	27	27	19
12	44	28	28	20
13	45	29	29	21
14	46	30	30	22
15	47	31	31	23
16	48	32	32	24
17	49	33	33	25
18	50	34	34	26
19	51	35	35	27
20	52	36	36	28

21	53	37	37	29
22	54	38	38	30
23	55	39	39	31
24	56	40	40	32
25	59	41	41	33
26	62	42	42	34
27	65	43	43	35
28	68	44	44	36
29	70	45	45	37
30	72	46	46	38
31	74	47	47	39
32	76	48	48	40
33	78	49	49	41
34	80	50	50	42
35	82	51	51	43
36	84	52	52	44
37	86	53	53	45
38	88	54	54	46
39	90	55	55	47
40	92	56	56	48
41	93	58	57	49
42	93	60	58	50
43	93	62	59	51
44	93	64	60	52
45	93	66	63	53
46	93	68	66	54
47	93	70	69	55
48	93	72	72	56
49	93	76	75	57
50	93	80	78	58
51	93	84	81	59
52	93	88	84	60
53	93	93	88	61
54	93	98	92	62
55	93	103	97	63
56	93	109	102	64
57	93	115	107	65
58	93	121	112	66
59	93	125	113	67
60	93	125	113	68
61	93	125	113	69
62	93	125	113	70

63	93	125	113	71
64	93	125	113	72
65	93	125	113	73
66	93	125	113	74
67	93	125	113	75
68	93	125	113	80
69	93	125	113	85
70	93	125	113	88
71	93	125	113	89
72	93	125	113	90
73	93	125	113	91
74	93	125	113	92
75	93	125	113	93
76	93	125	113	93
77	93	125	113	93
78	93	125	113	93
79	93	125	113	93
80	93	125	113	93
81	93	125	113	93
82	93	125	113	93
83	93	125	113	93
84	93	125	113	93
85	93	125	113	93
86	93	125	113	93
87	93	125	113	93
88	93	125	113	93
89	93	125	113	93
90	93	125	113	93
91	93	125	113	93
92	93	125	113	93
93	93	125	113	93
94	93	125		
95	93	125		
96	93	125		
97	93	125		
98	93	125		
99	93	125		
100	93	125		
101	93	125		
102	93	125		
103	93	125		
104	93	125		

105	93	125		
106	93	125		
107	93	125		
108	93	125		
109	93	125		
110	93	125		
111	93	125		
112	93	125		
113	93	125		
114	93			
115	93			
116	93			
117	93			
118	93			
119	93			
120	93			
121	93			
122	93			
123	93			
124	93			
125	93			

〔改正後 別記〕

付則別表第3

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	33	17	17	9
2	33	18	18	10
3	33	19	19	11
4	34	20	20	12
5	35	21	21	13
6	36	22	22	14
7	38	23	23	15
8	39	24	24	16
9	41	25	25	17
10	42	26	26	18
11	43	27	27	19
12	44	28	28	20
13	45	29	29	21
14	46	30	30	22
15	47	31	31	23
16	48	32	32	24

17	49	33	33	25
18	50	34	34	26
19	51	35	35	27
20	52	36	36	28
21	54	37	37	29
22	56	38	38	30
23	58	39	39	31
24	60	40	40	32
25	62	41	41	33
26	64	42	42	34
27	66	43	43	35
28	68	44	44	36
29	71	45	45	37
30	74	46	46	38
31	77	47	47	39
32	80	48	48	40
33	83	49	49	41
34	86	50	50	42
35	89	51	51	43
36	92	52	52	44
37	93	54	53	45
38	93	56	54	46
39	93	58	55	47
40	93	60	56	48
41	93	61	57	49
42	93	62	58	50
43	93	63	59	51
44	93	64	60	52
45	93	66	63	53
46	93	68	66	54
47	93	70	69	55
48	93	72	72	56
49	93	77	75	57
50	93	82	78	58
51	93	87	81	59
52	93	92	84	60
53	93	97	88	61
54	93	102	92	62
55	93	107	99	63
56	93	116	106	64
57	93	125	113	65
58	93	125	113	66

59	93	125	113	67
60	93	125	113	68
61	93	125	113	69
62	93	125	113	70
63	93	125	113	71
64	93	125	113	72
65	93	125	113	73
66	93	125	113	74
67	93	125	113	75
68	93	125	113	80
69	93	125	113	85
70	93	125	113	88
71	93	125	113	89
72	93	125	113	90
73	93	125	113	91
74	93	125	113	92
75	93	125	113	93
76	93	125	113	93
77	93	125	113	93
78	93	125	113	93
79	93	125	113	93
80	93	125	113	93
81	93	125	113	93
82	93	125	113	93
83	93	125	113	93
84	93	125	113	93
85	93	125	113	93
86	93	125	113	93
87	93	125	113	93
88	93	125	113	93
89	93	125	113	93
90	93	125	113	93
91	93	125	113	93
92	93	125	113	93
93	93	125	113	93
94	93	125		
95	93	125		
96	93	125		
97	93	125		
98	93	125		
99	93	125		
100	93	125		

101	93	125		
102	93	125		
103	93	125		
104	93	125		
105	93	125		
106	93	125		
107	93	125		
108	93	125		
109	93	125		
110	93	125		
111	93	125		
112	93	125		
113	93	125		
114	93			
115	93			
116	93			
117	93			
118	93			
119	93			
120	93			
121	93			
122	93			
123	93			
124	93			
125	93			

[改正前 別記]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1

12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26

54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39

96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

[改正後 別記]

別表第5(第6条の2関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16

37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35

79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	

121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

[改正前 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42

20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101

62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		

104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

[改正後 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18

3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	26
10	46	18	38	28
11	47	19	39	30
12	48	20	40	32
13	49	21	41	33
14	50	22	42	34
15	51	23	43	35
16	52	24	44	36
17	53	26	45	38
18	54	28	46	40
19	55	30	47	42
20	56	32	48	44
21	57	33	49	46
22	58	34	50	48
23	59	35	51	50
24	60	36	52	52
25	61	37	53	54
26	62	38	54	56
27	63	39	55	58
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	46	61	72
34	70	48	62	76
35	71	50	63	80
36	72	52	64	86
37	73	53	65	92
38	74	54	66	98
39	75	55	67	101
40	76	56	68	101
41	77	57	69	101
42	78	58	70	101
43	79	59	71	101
44	80	60	72	101

45	83	61	73	101
46	86	62	74	101
47	89	63	75	101
48	92	64	76	101
49	95	66	77	101
50	98	68	78	101
51	101	70	79	101
52	106	72	80	101
53	111	75	81	101
54	116	78	82	101
55	121	81	83	101
56	121	84	84	101
57	121	87	85	101
58	121	90	86	101
59	121	93	87	101
60	121	96	88	101
61	121	99	90	101
62	121	102	92	101
63	121	105	94	101
64	121	108	96	101
65	121	112	98	101
66	121	116	100	101
67	121	137	102	101
68	121	137	104	101
69	121	137	105	101
70	121	137	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	

87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		

129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

那覇市規則第25号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和59年那覇市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	
4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～9 [略]
	10 幼稚園の保育料等の徴収に関すること。
	11～12 [略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～9 [略]
	10～11 [略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	
課長	議会事務局の課長又は副参事 教育委員会事務局の課長、室長又は副参事

	教育機関の所長、館長（公民館にあっては、中央公民館長に限る。） <u>、</u> 校長又は園長 選挙管理委員会事務局の副参事 監査委員事務局の副参事 農業委員会事務局長
主幹	議会事務局の主幹 教育委員会事務局の主幹 教育機関の主幹 選挙管理委員会事務局の主幹 監査委員事務局の主幹
主査	議会事務局の主査 教育委員会事務局の主査 教育機関の主査、分館長、 <u>副所長</u> 又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査

〔改正後 別記〕

別表第2（第4条関係）

読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕	
課長	議会事務局の課長又は副参事 教育委員会事務局の課長、室長又は副参事 教育機関の所長、館長（公民館にあっては、中央公民館長に限る。） <u>又は校長</u> 選挙管理委員会事務局の副参事 監査委員事務局の副参事 農業委員会事務局長
主幹	議会事務局の主幹 教育委員会事務局の主幹 教育機関の主幹 <u>又は副所長</u> 選挙管理委員会事務局の主幹 監査委員事務局の主幹
主査	議会事務局の主査 教育委員会事務局の主査 教育機関の主査、分館長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査

那覇市規則第26号
令和 6 年 3 月 29 日
公 布 済

那覇市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市奨学生選考委員会規則の一部を改正する規則

那覇市奨学生選考委員会規則（平成30年那覇市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（担任事務） 第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。 （1）〔略〕 <u>（2）奨学金の給付の継続、停止等に関すること。</u> <u>（3）</u> 〔略〕	（担任事務） 第2条 〔略〕 （1）〔略〕 <u>（2）</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市規則第27号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則の一部を改正する規則

那覇市空家等の適切な管理及び対策の推進に関する規則（平成30年那覇市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（立入調査等） 第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書<u>（第1号様式）</u>により行うものとする。 2 法第9条第4項及び条例第10条第2項の証明書は、立入調査員証<u>（第2号様式）</u>によるものとする。	（立入調査等） 第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書により行うものとする。 2 法第9条第4項及び条例第10条第2項の証明書は、立入調査員証によるものとする。 （管理不全空家等に関する指導） 第4条 法第13条第1項の指導は、<u>管理不全空家等に関する指導書により行うものとする。</u> （管理不全空家等に関する勧告） 第5条 法第13条第2項の規定による勧告は、<u>管理不全空家等に関する勧告書により行うものとする。</u> （特定空家等に関する助言又は指導） 第6条 法第22条第1項の助言又は指導は、<u>特定空家等に関する助言・指導書</u>により行うものとする。
（助言又は指導） 第4条 法第14条第1項の助言は、<u>助言書（第3号様式）</u>により行うものとする。 2 法第14条第1項の指導は、<u>指導書（第4号様式）</u>により行うものとする。 （勧告） 第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、<u>勧告書（第5号様式）</u>により行うものとする。 （命令等） 第6条 法第14条第3項の規定による命令は、<u>命令書（第6号様式）</u>により行うものとする。 2 法第14条第4項の通知書は、<u>命令に係る事前の通知書（第7号様式）</u>によるものとする。	（特定空家等に関する勧告） 第7条 法第22条第2項の規定による勧告は、<u>特定空家等に関する勧告書</u>により行うものとする。 （命令等） 第8条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書により行うものとする。 2 法第22条第4項の通知書は、<u>命令前通知書</u>によるものとする。

3 法第14条第4項の意見書は、<u>意見書(第8号様式)</u>によるものとする。 4 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、<u>意見聴取請求書(第9号様式)</u>により行うものとする。 5 法第14条第7項の規定による通知は、<u>意見聴取通知書(第10号様式)</u>により行うものとする。 (行政代執行) <u>第7条 法第14条第9項の規定による代執行(以下「代執行」という。)に係る行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(第11号様式)により行うものとする。</u> 2 <u>代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書(第12号様式)により行うものとする。</u> 3 <u>代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(第13号様式)によるものとする。</u> 4 <u>代執行に係る行政代執行法第5条の規定による命令は、代執行費用納付命令書(第14号様式)により行うものとする。</u> (標識) <u>第8条 法第14条第11項の標識は、標識(第15号様式)によるものとする。</u> (緊急安全措置) <u>第9条 条例第8条第2項の通知は、緊急安全措置実施通知書(第16号様式)により行うものとする。</u>	3 法第22条第4項の意見書は、<u>命令前意見書</u>によるものとする。 4 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、<u>命令前意見聴取請求書</u>により行うものとする。 5 法第22条第7項の規定による通知は、<u>命令前意見聴取通知書</u>により行うものとする。 (行政代執行) <u>第9条 法第22条第9項の規定により行う行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書により行うものとする。</u> 2 法第22条第9項の規定により行う行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書により行うものとする。 3 <u>法第22条第9項の規定により自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせる場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証によるものとする。</u> 4 <u>行政代執行法第4条及び前項の規定は、法第22条第11項の規定により同項に規定する措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせる場合について準用する。</u> 5 <u>法第22条第9項の規定により行う行政代執行法第5条の規定による命令及び法第22条第12項の規定により準用する行政代執行法第5条の規定による命令は、代執行費用納付命令書により行うものとする。</u> (標識) <u>第10条 法第22条第13項の標識は、標識によるものとする。</u> (緊急安全措置) <u>第11条 条例第8条第2項の通知は、緊急安全措置実施通知書により行うものとする。</u> 2 <u>条例第8条第3項の規定により徴収する</u>
--	---

<u>第10条</u> 〔略〕 第1号様式(第3条関係) 〔略〕 第2号様式(第3条関係) 〔略〕 第3号様式(第4条関係) 〔略〕 第4号様式(第4条関係) 〔略〕 第5号様式(第5条関係) 〔略〕 第6号様式(第6条関係) 〔略〕 第7号様式(第6条関係) 〔略〕 第8号様式(第6条関係) 〔略〕 第9号様式(第6条関係) 〔略〕 第10号様式(第6条関係) 〔略〕 第11号様式(第7条関係) 〔略〕 第12号様式(第7条関係) 〔略〕 第13号様式(第7条関係) 〔略〕 第14号様式(第7条関係) 〔略〕 第15号様式(第8条関係) 〔略〕 第16号様式(第9条関係) 〔略〕	<u>費用の請求は、緊急安全措置費用請求書により行うものとする。</u> <u>(様式等)</u> <u>第12条 別表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。</u> <u>第13条</u> 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

〔改正後 別記〕

別表（第12条関係）

文書の名称	関係規定
立入調査通知書	第3条第1項
立入調査員証	第3条第2項
管理不全空家等に関する指導書	第4条
管理不全空家等に関する勧告書	第5条
特定空家等に関する助言・指導書	第6条
特定空家等に関する勧告書	第7条
命令書	第8条第1項
命令前通知書	第8条第2項
命令前意見書	第8条第3項
命令前意見聴取請求書	第8条第4項
命令前意見聴取通知書	第8条第5項
戒告書	第9条第1項
代執行令書	第9条第2項
執行責任者証	第9条第3項
代執行費用納付命令書	第9条第5項
標識	第10条
緊急安全措置実施通知書	第11条第1項
緊急安全措置費用請求書	第11条第2項

那覇市規則第28号

令和 6 年 3 月 29 日

公 布 済

那覇市公契約条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市公契約条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公契約条例施行規則(令和2年那覇市規則第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(規則で定める契約) 第2条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。 (1)～(3) [略] (4) <u>次に掲げる規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託する契約</u> <u>ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第3項</u> <u>イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条</u> <u>ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2</u> <u>エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項又は第158条の2第1項</u> (5) 地方自治法施行令第168条第2項の規定により公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる契約 (6)～(7) [略]	(規則で定める契約) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項に規定する公金の徴収又は収納に関する事務を委託する契約</u> (5) <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条の規定により保険料の徴収の事務を委託する契約</u> (6) <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第2項の規定により公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる契約</u> (7)～(8) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第2条第3項の規定により行
わせることができることとされた事務に係る改正前の第2条第4号に規定する契約につい
ては、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

